

フランス、イギリスの暮らし

・社会保障

三成一郎

90年代後半から始まった新自由主義的「構造改革」政治のもとで、雇用と社会保障がずたずたに破壊され、日本は、ついにアメリカに次ぐ「貧困大国」という不名誉な地位を占めるに至った。それだけに、アメリカ型社会と一線を画し、「人間に値する生活」を国家の責任として追求するEU（欧州連合）型社会を、私たちがある種羨望の眼差しで見ようになるのはやむをえないかもしれない。しかし、それが高じて、欧州諸国の優れた点だけを強調する一面的な見方に陥ると、資本主義の限界からも目を逸らすことになり、財源問題などを含め、多くの人々の共感を得られないことも事実であろう。

さらに、2008年秋のリーマン・ショックに端を発した世界同時金融危機は、欧州全体にも深刻な影響を与え、欧州諸国は財政危機からの脱出策をいまなお模索している段階である。このような状況下で、ドラスティックな歳出削減、とりわけ社会保障・福祉削減によって経済危機を乗り切ろうとする動きが、イギリスなどEU諸国に波及しつつある。これに対して、労働者・国民の激しい抵抗運動が、これまた全欧州規模で高まりつつあることも周知の事実である。「社会的欧州」、「社会的市場経済」を標榜するEUはどこに向かおうとしているのか。大いに気になるところである。

調査団の一員である筆者は、以上のような認識のもと、ありのままの姿を調査したいという気負いとともなフランス、イギリスに旅立った。調査の不十分さ是否めないが、以下、両国の暮

らし、社会保障を中心に、その現状を報告したい。諸氏のさらなる調査、研究の一助になれば幸いである。

1 フランスの生活保障、社会保障

年金改悪に反対する労働者の抵抗が燃え広がるなかでの訪仏となったが、その中身は岡田報告に譲ることとしたい。ただ、国民の7割が労働組合のたたかいを支持しているという世論調査に接して、あらためてフランス社会における労働組合の存在感を思い知らされた。

(1) 失業保険が切れたあとの労働者の生活保障

藤田報告にあるように、フランスの失業保険の受給期間は50歳未満で最短4カ月、最長24カ月、50歳以上で最短4カ月、最長36カ月である。ここで筆者の関心事は、失業保険が切れたあとも再就職できない失業者、あるいは失業保険の受給権利がない失業者の生活がどのように保障されているかということであった。

第1は、全額国庫負担で最低限の所得保障をおこなう制度として、失業保険のあとに「失業扶助」が用意されていることである。これは過去10年間で5年間の就労期間があることを要件としており、給付期間は無期限である。

第2は、「生活扶助」制度による最低限所得保障である。長期失業者を対象とする「特別連帶給付」(ASS)、年金支給開始までをつなぐ「老齢年金代替手当」(AER)、一般的な「参入最

低限所得保障」(RMI) など、その受給者の多くは失業保険、失業扶助から外れた労働者である。フランスにはこの種の最低限所得保障制度が9種類あり、日本の生活保護に相当する。なかでもはRMI(エレミ)の受給者がもっとも多く、生活扶助の代表格であるという(サルコジ政権下でRMIはRSA=エレサに変更されているが、説明は後述する)。このように、フランスでは失業保険、失業扶助、生活扶助という三層の構造によって、失業者・国民の生存権が保障されている。

そのため、公的扶助の受給率は、日本が人口比で1.5%、世帯比で2.8%程度に対して、フランスは人口比で13.3%、世帯比で10.3%である。捕捉率もフランスの90%に対して、日本は15%程度にすぎない。日本はほんらい生活保護の対象者である世帯の85%が制度から漏れているということである。受給者の半数以上が20代、30代の若者であるという実情も、高齢者が半数近くを占める日本と違う大きな特徴である(理由は後で触れる)。

決定的な問題として、日本には失業保険と生活保護との間のセイフティネットが存在しないということがある。失業手当が切れたら、即、生活保護しかないのだ。しかも、肝心の失業手当も、ILOの発表(2009年3月)によれば、日本の失業者のうち、手当を受給していない割合は77%であり、先進国で最悪の水準にある。手当額、受給期間の劣悪さもさることながら、わずか23%の失業者しか手当を受けていない。不受給の割合がイギリス40%、フランス18%、ドイツ13%などであることから、日本の異常さは際立つ。失業者の多くは最後の砦である生活保護からも、「稼働能力」などという違法な理由で拒否されているのが現実である。失業者

が300万人台という高止まり状態が続く日本で、失業者の生存権を守る有効かつ恒久的なセイフティネットの創設が急務であることを痛感した次第である。

(2) サルコジ政権下の新しいワーキングプア対策

OECD基準の相対的貧困率(所得中央値の50%以下に属する世帯の人口割合・2005年)は、アメリカ17.1%、日本14.9%に対して、フランス7.1%、イギリス8.3%などである。しかも、EUは各国の中央所得値の60%以下を貧困ラインとして設定、随時公表して貧困を予防する施策の基礎資料にしている。フランスも60%以下を相対的貧困率としており、この基準に照らせば、7.1%は13.2%(06年)に上がる。

こうした状況を受けて、サルコジ政権はワーキングプアへの新たな生活扶助制度を創設した。それが、2009年6月から施行された「積極的連帯所得」(RSA)である。RSA(エレサ)は、これまでの「参入最低限所得」(RMI)などを土台所得として、働いて得た収入の一部をRSAに上乗せさせる制度である。対象は、原則として26歳から60歳であるが、2年間以上働いた経験がある者、または子どもがいる場合は25歳以下でも受給できる。上乗せ上限の基準は、フランス労働総同盟(CGT)の資料によると、単身者で月額最低賃金(SMIC)の1.04倍、カップル・夫婦で同1.4倍、子どもの人数が増すごとにさらに倍率が上がる仕組みである。

肝心のRSAの水準はどの程度か。単身者で平均月額456€(月額6万1000円程度)である。フランスの貧困ライン(60%)の半分、つま

り30%がRSAの水準ということである。労働組合の幹部からは、「ヨーロッパで一番低い」、「とても生活できない水準である」などの声が上がっていた。サルコジ政権のねらいは最低賃金以下で暮らす国民をなくそうということであろうが、不足分は働いて補えということであり、もっと働けという本音が垣間見える。労組幹部からは、このような就労誘導策は新たな低賃金労働者を生み、全体の労働条件の引き下げにつながるという批判的見解が聞かれた。

【RSA（エレサ）受給者からヒアリング】

パリ近郊にある「社会的住宅」（公共住宅）で公的扶助（RSA）を受給しているFさん（日本人で60歳、在仏歴30年）を訪ね、フランスでの暮らしぶりを聞くことができた。Fさんは50歳を過ぎて失業、通訳や翻訳などで生活をやりくりしてきたが、ついに民間アパートの家賃が滞るようになった。思いあまって福祉相談所に駆け込み、実情を訴えると、担当者はまず「あなたにはこれこれの権利があります」と丁寧に説明してくれたという。滞納家賃の3カ月分は福祉事務所が支払い、即、公的扶助が開始された。以来、Fさん（単身）は4年待って、現在の「社会的住宅」（47㎡）に入居することができた。フランスでは4年待っても「社会的住宅」に入居できない者は入居権を主張できるというのだ。また、55歳以上は求職活動をしなくてもいいと、福祉担当者から言われているとも語っていた。

現在、RSAによる扶助額（基本収入）は、Fさんの場合、月額404€（約5万4000円）であり、家賃は281€である。このかぎりでは生活はとてもできない。最低賃金（月額18万3000円）並みの生活をめざそうとすれば、先

に述べたとおり、働いて不足分を確保しなければならぬ。しかし、55歳を過ぎての求職活動は、日本よりも失業率が高いフランスでは至難のわざである。それでも、住宅手当（家賃の半分）があり、電気、ガス、水道代の割引もあるという。さらに、医療はいつでも無料で受診できると、手元にある保険証を見せてくれた。生活保護受給者が自由に受診できない日本の行政とは大違いである。また、パリ首都圏の交通手段（バス、地下鉄）が6ゾーン（ゾーンごとに料金が設定されている）まで無料の定期券も給付されており、「フォンテーヌブローの森」も散策はできると誇らしげであった。なによりも、貯金やアルバイトの収入などはいちいち詮索しない「おおらかな」国民性が、最低限生活を支えているようにも思えた。大いにカルチャーショックを受けたヒアリングであった。

（3）さまざまな現物給付が労働者・

国民の生活を支えている国

先に述べたとおり、最低限所得保障の水準はかならずしも十分とはいえないが、その他の現物給付の制度は、日本とちがって、多様かつ手厚い諸制度が広く国民一般に開かれており、トータルで国民生活を底上げしていると実感した。この点は、イギリスをはじめ欧州全体に共通する特徴であると思う。以下、具体的にフランスの実情をみてみよう。

【医療の窓口負担は原則無料】

強制加入の医療保険制度は、職域ごとに多数の制度に分かれているが、国民の80%が加入する一般制度の償還率は外来で70%が原則である。但し、補足的医療保険（民間保険、労使共済制度、共済組合）が国民の9割に普及して

おり、これが残りの家計負担をカバーし、窓口負担はごくわずかである。このような補足的医療保険の中心は共済組合であり、国民連帯の思想にもとづくフランスの伝統であるという。入院時の食事代は保険の対象外である。また、労働者はリタイヤしても、現役時代の保険に生涯加入する仕組みであり、日本にある国民健康保険のような地域保険はない。財源の多くは労使拠出の保険料であり、総賃金の 0.75% が労働者で、13.1% が事業主であるとの説明を受けた。被用者負担の「一般社会税」(CSG・税率は総賃金の 7.5%)、国庫、目的税(酒、たばこ等)も財源の一部となっている。

強制加入の対象外、または生活苦などから公的保険に加入できない人々には、「普遍的医療給付制度」(CMU)により、無拠出、無料の医療が保障されている(3カ月以上の居住が要件、保険証は1年ごとに更新)。先に紹介したFさんのケースもこれにあたる。

【家族・子育て支援と教育】

フランス問題の研究者である都留民子氏によれば、家族給付は児童手当も含めて 30 種類もの手当があり、フランスは欧州のなかでも家族への経済支援が最も手厚い国であるという。全分野の調査はできなかったが、児童手当は第2子から 20 歳までの子どもに支給され、支給額は現在、第2子で1カ月あたり 120 € (約 1 万 6000 円) である。子どもが増えるにつれて加算措置がとられている。第1子には支給されない。しかし、妊娠6カ月の時点で約 800 € (約 10 万 7200 円) の一時的な手当が、第1子から支給される(所得制限あり)。「最初の子は3歳まで児童手当がでない。託児所不足も深刻で3歳までの子育てはとても大変だ」という

CGT 女性幹部の発言を聞き、子どもが減り続ける国から来た私たち調査団は、正直言って戸惑いを隠すのに苦労した。

出産費用はもちろん無料で、出産休暇は最大 16 週間(出産前 6 週間、出産後 10 週間)の取得、父親は 11 日間の取得が認められている。子どもが3歳になるまでは、育児休暇の取得か、パートタイム労働への移行かのいずれかを選択できる。3年間の育児休暇またはパートタイム労働が終了したときは、正社員に復帰することができる。事業主はこれらの選択を拒否できないルールとなっているのだ。3歳以降(幼稚園)からの授業料は、大学の入学負担金(2万円程度)を除いて、無料である。手厚い家族支援策と週「35 時間労働制」が両々あいまって、フランスの出生率の高さを支えていると、あらためて確認することができた。

【社会的住宅(公共住宅)】

フランス政府は、各自治体に対して全戸数の 20% を目標に、「社会的住宅」(公共住宅)を整備するよう指導している。自治体によってばらつきがあるが、現状は 17% 程度であると説明を受けた。「社会的住宅」への入居世帯やローン返済世帯を含めて、全世帯の 23%、ほぼ 4 世帯に 1 世帯が住宅手当を受給しているという。日本はどうか。公共住宅の割合はわずか 6% 程度にすぎない。じっさい、石原都政下の 12 年間で都営住宅の新規建設はゼロである。大阪でも府営住宅(13 万 8000 戸)を半減させる計画が進行している。こうした背景に、国の公営住宅関連予算が、この 10 年間で 40% 減ったことも見逃せない(「朝日」2010 年 11 月 28 日付)。住宅は「人権・社会保障」として位置づける欧州諸国と、個人責任として国・自治体

が責任を放棄する日本との決定的な違いを感じざるをえなかった。もっとも、サルコジ政権下でも民営化、持ち家政策が推進されており、「社会的住宅」への入居を待つ人々が年々増えているという不満も聞かれた。

【高齢者の生活、所得保障】

フランスの年金制度は、医療保険と同様、職域ごとの制度に分かれ、非常に複雑であるが、民間商工業部門の被用者（サラリーマン等）を対象とする「一般制度」が、加入者、受給者とも一番多く、中心的な制度である。一般制度は、すべて社会保険方式で運営される法定基礎制度と、基礎部分の支給水準の低さを補う補足年金制度（強制適用）からなる。

CGT 幹部の説明によれば、年金の平均月額 は 1288 €（17 万 3000 円）で、男性の平均が 1617 €（21 万 7000 円）であるのに対して、女性の平均は 782 €（10 万 5000 円）と半分以下であるという。「女性が社会進歩に追いつけていない」というコメントがあったが、この点は日本とまったく同じであった。

フランスの年金制度は、最低3カ月以上の加入期間があれば、その期間に応じた年金を受給することができる（日本は25年以上の加入期間が必要）。しかし、加入期間が短ければ老後生活を送るに相応しい年金を受給できないことも事実である。また、まったく加入期間のない人たちもいる。そうした人たちには最低保障年金制度がある。まったく仕事をすることがない人のミニマムは月額 677.13 €（約 9 万 1000 円）、多少でも働いたことがある人のミニマムは 590.33 €（約 7 万 9000 円）であるという。何度も確認したが、多少でも働いたことのある人よりも、なぜか一度も働いたことのない人の

ミニマムの方が高いという説明であった。この点の説明は今後の課題としたい。但し、少しでも就労経験のある受給者からは返還を求めないが、生涯未就労の最低年金受給者が死亡した場合は、タテマエ上、その子どもらが受給した全額を返済しなければならないというのだ。現実にはどれだけの「効果」が上がっているかは疑わしいが、これはまったく初耳であった。

以上のとおり、年金の最低保障額が、先に報告した RSA（エレサ）基準（単身で月額 456 €）のほぼ 1.5 倍であるため、最低保障年金がない日本と違って、高齢者が公的扶助を受けるということは原則ありえないことがわかる。

総じて、年金生活者のうち、10%の人たちが快適な生活を送っており、12%の人たちがカトリックの慈善団体に出入りしているという調査も紹介された。

まったくの余談であるが、私たちが毎日のように利用したパリの地下鉄駅ホームに 70 歳前後の身なりのいい女性が立っているのを何度かみかけた。「私はおなか空いています。メルシー」という手書きのポスターを胸に下げていた。ラッシュ時のあわただしいなか、短時間に 4 人のサラリーマン風の男性が駆け寄ってきて小銭を渡すのを目撃した。日本の地下鉄駅ホームでは考えられない光景であったが、あらためて「おおらかな」国民性と温かい連帯精神を目の当たりにし、さわやかな気分浸った。

【介護事情】

フランスには介護保険制度はない。県が中心になって、介護を必要とする高齢者・家族に面会、在宅か施設かのクラス分けをおこない、さらに所得によるクラス分けをおこなう。サービスの提供は、民間非営利団体、営利団体、自治

体（市）がおこなっている。お金がない高齢者、自立を失った高齢者に対しては、自治体が無料でヘルパーを派遣、または医師付きの施設に入居させてくれる。しかし、一般の高齢者の場合は非常にきびしく、完全に自立を喪失した場合の特別養護施設の使用料は月 2000 ～ 3000 € かかるという。1000 € やそこの年金では入所は不可能であるため、家族の重い負担となっている。介護のために仕事を辞めざるをえない人の問題が、フランスでも大きな問題になっていると。

（４）税制、負担問題

日本の政府・財界・マスコミは、欧州は「税金が高いから福祉が充実している」といい、消費税率の引き上げが不可避であると主張する。たしかに、フランスの付加価値税（VAT）は 19.6% と高い（食品などは 5.5% に軽減。この問題はイギリス編でも触れる）。また、給与収入から所得税、住民税のほかに、社会保障目的税である「一般社会税」（7.5%）が徴収される。もともとフランスで所得税を払っている世帯は全世帯の半数であり、この比率は OECD のなかで一番低いという説明を受けた。ともあれ、フランスでもイギリスでも、労働者・国民は「負担」についてどのように受け止めているのか、率直に聞いてみたいというのが、今回調査の重要な目的であった。

まず、労働者はどの程度負担しているのかを「経済社会問題研究所」で聞いた。カップルで働いて得る総収入（２人で働かないと生活できない状況である）は、平均月額で 3800 €（約 51 万円）であり、拠出金総額（労働コスト）は 1800 € であるという。1800 € の負担割合は、使用者が 1200 €、労働者が 600 € である。

2000 € が労働者（２人分）の可処分所得ということになる。

そこで負担感について、労働組合幹部に率直な感想を求めたが、質問の真意をはかりかねたのか、なかなか言葉がでてこない。重ねて聞くと、「手取り収入（ネット）をみて当たり前という感覚だ」、「付加価値税を負担と感じたことはない」、「トータルで税制がどうなっているか、再分配が機能しているかどうかが重要」、「教育や医療が無料であることも考慮すべきだ」などの答えが返ってきた。応能負担にもとづく税の再分配によって、国民は負担した以上に戻ってくる人が多いと実感しているように見受けられた。政治の透明性と国民の政治参加（投票行動）の高さが欧州の財源政策を支えており、国民の納得、合意が根底にあつてこそ、はじめて真の連帯精神も生まれるのではないかと考えさせられた。いくら税金を払っても国民生活に回ってこない日本との違いはあまりにも大きい。

なお、フランス調査で行き届かない点、とくに統計などは、都留民子著『福祉国家』はゆらいでいるか」（雑誌「経済」09 年 9 月号）、同「失業しても幸せでいられる国」（日本機関紙出版センター）などを参考にさせていただいた。

２ イギリスの生活保障、社会保障

EU 指令を受けて、「2010 年英国雇用法の改正」が成立、派遣労働者の均等待遇、定年制撤廃、差別概念の拡大、解雇規制の強化などが図られることになった。詳細は柴田報告を参照されたいが、イギリスに進出している日本の企業も、「世の中がひっくりかえるような改正」と受け止め、対応に追われていたのが印象的であった。

（１）「ゆりかごから墓場まで」を実感する福祉

大国

イギリスも共働きでないと暮らしはなかなかきびしいようだ。しかし、さまざまな福祉施策が労働者・国民を支えているのは、フランスと同じである。ロンドンのウェストミンスターにある「ジョブセンタープラス」(政府の公共職業機関)でイギリスの福祉についての聞き取りをおこなったが、約束もとらずに飛び込んだわれわれ日本人に対して、担当者は親切に対応してくれ、帰りには資料をどっさりと渡してくれた。

担当者いわく、イギリスの福祉サービスは、個々人や世帯が直面している困窮の状況、度合いに応じて提供される。そのサービスメニューは「信じられないほど多い」と。各種サービスの内容を知りたいければここに電話して聞いてくれと、電話番号表をくれたが、なるほど電話先は20数カ所におよぶ。担当者は、全部理解するには「多くの時間がかかるよ」とウィンクした。なお、イギリスで所得援助、各種サービス(公的扶助)を受けている世帯は24.7%で、4世帯に1世帯の割合である。また、公的扶助の捕捉率は85%であり、日本の15%とは天地の差である。

【1年間に9万5000£の給付】

訪英中に見た新聞記事(「デイリーメール」2010年10月8日付)を紹介しよう。記事は10人の子どもと、7人の子どもを育てる二つの家庭が、年間どの程度の福祉を国から受けているかを特集していた。両親はどちらの家庭も仕事に就いていない(joblessカップル)。10人の子持ち家庭は、ベッド・朝食代、子ども手当、障害者生活手当(妻)、介護手当(父)、所得援助など6種類で年間9万5000£を、7人の子持ち家庭は、所得援助、住宅給付、児童手

当などやはり6種類で年間4万2000£を、それぞれ受給しているという。円に換算すると、1710万円と756万円である。目を疑うほどの金額であった。

キャメロン政権は、「福祉にたかるな」、「家族に責任を持て」、「責任が持てないなら子どもをつくるな」などと、マスコミを利用した反福祉キャンペーンを展開していたが、上記の記事もこうした意図で編集されたものであろう。しかし、同紙に登場している7人の子どもの母親は、「最終的には14人の子どもが欲しい。私が仕事をしていようがいまいが、子だくさんなんて誰にも言わせない」と、いたって意気軒高である。

なお、イギリスには生活保護の申請用紙が郵便局に置かれていると日本で聞いて、いくつかの郵便局や政府機関で事実を確かめてみたが、いずれの場所でもそのような事実はないと否定され、事実を確認できなかったことを報告しておきたい。

【医療費は所得制限なしで無料】

イギリスでは、1948年に創設された国民保健サービス(NHS)によって、すべての国民が税財源による原則無料の医療サービスを受けている。外来処方薬、歯科治療には定額負担があるが、高齢者、低所得者、妊婦等は免除されており、これらの人たちは完全に無料である。私たちは、実情を知るために「ムアフィールズ眼科総合病院」(1804年設立)を訪問、日本人のスタッフからNHSの現状を聞くことができた。

NHSは、80年代の新自由主義的なサッチャー「行革」によって荒廃、2年、3年と手術を待つ患者が続出し、海外での手術を余儀な

くされる事態が出現した。国民の批判が高まり、その後、ブレア首相は「10年計画」(Agenda for change)で医療費のパイをOECD水準まで押し上げた(その結果、日本は先進諸国で最低水準に転落)。いまこの病院では、一般開業医(GP)の紹介から病院での治療まで、平均で2カ月から3カ月待ちの状況であるという(GPの紹介がない限り原則として病院で受診することができない)。政府は、GPの紹介から病院での治療までに要する時間を18週間以内とする目標をかかげ、達成しているという説明も受けた。もちろん急患が優先されることはいうまでもない。

マイケル・ムーアの「シッコ」という映画で、イギリスの病院では患者に交通費まで支給しているというシーンがあったが、そのあたりも確認すると、交通費の支給は低所得者に限られるが、この眼科病院でも最近、離島からきた患者にヘリコプター代を支給したという。命に差別があつてはならないという思いが伝わった。「NHSはイギリス国民からの信頼が厚い。保守党政権といえども簡単には手を出せないだろう」という担当者の話を聞き、われわれも胸をなでおろして病院を後にした。

【児童手当、子どもの虐待防止など】

児童手当は現在、所得制限がなく、16歳までの子どもがいる全世帯が対象に、第1子は週20.30£(月額約1万5000円)、第2子以降は週13.40£が支給される。また、12歳までの子どもは親の学校への送迎が義務づけられており、12歳までの子どもを家に一人にしてはならないという法律もあるという。違反すれば罰則があり、現に子どもを放置して休暇旅行に出た夫婦が監獄に入れられるといった事件も起き

たそうである。また、自閉症の子どもには、一人のために特別に教師を配置する、どこへ出かけるにも交通費や付添費を支給するなど、手厚い支援があるとも。なお、教育費は、フランス同様、幼稚園から高校まで無料である。大学授業料は1998年から有料化されている。

【住宅事情と公共住宅不足】

ロンドンの家賃はパリ、ベルリンと比べてきわめて高く、収入の40%を占めるという不満をいたるところで聞かされた。また、公共住宅(Social Housing)の割合は21%と、日本の3倍以上も多いが、サッチャー時代にかんりの部分が民営化され、その後の労働党政権で同党のマニフェストが反故にされたため、今日では圧倒的に不足しているという。さらに、公共住宅の運営を民間会社にゆだねたことにより、修理が行き届かなくなり、老朽化がすすんでいるという。また、全世帯の18%が住宅手当を受給しており、あらためて日本との違いを痛感した。

【高齢者の年金と暮らし】

高齢者は、基礎年金、国家第2年金、企業年金などで老後を送っている。低所得者には最低限の所得を保障する「年金クレジット法」が2003年10月から実施されている。これにより、フランス同様、高齢者には公的扶助が適用されなくなった。基準額は単身で週114.05£(月額約8万2000円)、夫婦で週174.05£(月額約12万5000円)である。この基準額に、障害、介護、住宅などの加算がある。介護は最高で月額3万円の手当が支給されるが、この額はおおよそ日本の介護度4の利用料に相当する。なお、65歳になるとロンドンの交通手段(地下鉄、バス)が無料になるパスが自動的に送られてく

る。もちろん所得制限はない。

【出産休暇、子育て】

イギリスの出産休暇は52週、うち26週はフルペイド、13週は政府が決めたレイト（政府は週19£を企業に支払う）、残りの13週は無休である。父親は2週の休暇でフルペイドとなっている。企業によっては職場保育所や子育て補助がある場合もあるが、出産休暇明けはどの国でもきびしい。イギリスでは、子育てのために、フレックスタイムへの移行や5年間のキャリアブレイクが保障されているという。

（2）保守連立政権による福祉削減の嵐

調査団がパリからユーロスター列車でロンドンに到着したのは10月1日であった。その直後に保守党大会（キャメロン党首）が開かれ（3～6日）、財政赤字を理由にした大幅な歳出削減策が議論され、その内容が連日新聞を賑わしていた。先に紹介した「デイリーメール」もその一つである。そして、保守党はその後の年次総会（10月20日）で歳出削減策の全体像を正式に発表した。まさに「福祉国家を返上するかのような歳出削減」（「朝日」2010年10月21日付）であり、労働者・国民の反発が激しさを増している。

財政再建案は、上記のマスコミ報道によれば、GDP（国内総生産）に対する財政赤字を、現在の約11%（単年度）から5年かけて約2%に減らすというものだ。具体的には総額1130億£（14兆円・為替レート）を圧縮するとして、そのうち7割の830億£（11兆円）を歳出削減でまかなうという。「福祉依存の脱却」をにかけて、福祉支出を今後4年間で180億£（2.5兆円）削減するという、まさに「福祉削減の嵐」

である。

おもな削減項目をみてみよう。児童手当に所得制限を導入、2013年から両親のどちらかが4万4000£（約570万円）以上の世帯は打ち切られることになる。770万世帯のうち120万世帯が削減の対象という。大学の授業料は、年間の上限を3290£から最大9000£に3倍化する。公務員の1割、49万人を削減する。公的年金の受給開始年齢を65歳から66歳に先送りする。その他、各種手当、税控除の見直しをおこなう。さらに、付加価値税（VAT）の税率を、現在の17.5%から20%に引き上げることも打ち出し、2011年1月から実施している。これらの「改悪は人々を極貧に落とす」ものであると、労働組合などは本腰を入れたたたかいを開始していた。調査団もさっそく地下鉄ストに遭遇するなど、たたかいの息吹を感じることもあった。

（3）税制、負担問題

所得税の税率は4段階で、年収が8000£まではゼロ、8000～4万3000£までは20%、4万3000£以上は40%、15万£以上は50%であるという（ちなみに日本の所得税の最高税率は40%である）。所得税のほかに住民税、全国民を対象にした社会保険制度（National Insurance）へ拠出金などがある。さらに、付加価値税は、先に報告したように、今年1月から20%に引き上げられている。そこで、負担感について、率直な意見を労働組合幹部に聞いてみた。まさきに、「医療、教育の無料は大きい」という、フランス人と同様の答えが返ってきた。さらに、付加価値税については、「金持ちの方が貧乏人より不満が強い」というコメントであった。

イギリスの付加価値税は、フランスもそうだが、すべて内税となっている。とくに、われわれのような旅人には、どの品目にいくら税金がかかっているのかさっぱりわからない。この内税方式はいちいち税金を意識させず、日ごとに重税感を鈍くさせていくと、あらためて痛感させられた。

さらに、イギリスの場合は、土地、郵便、教育、芸術作品など 12 グループが課税免除であり、食品、書籍、建物の建設、子ども服などの 16 グループがゼロ税率となっている。そのため、日常生活を送るうえであまり支障にならないようだ。なお、20%になっても、課税免除、ゼロ税率の仕組みは残すということである。欧州の付加価値税はどちらかといえば贅沢税に近い税制であるように思う。斎藤貴男著「消費税のからくり」（講談社現代新書）によれば、日本の消費税率は 5%（国 4%、地方 1%）であるが、日本の国税収入に占める割合は 22%であり、EU 諸国の 22～27%とほとんど変わらないという。日本の 5%は欧州基準ですでに 10%に相当すると指摘している。

ロンドンの繁華街へ入る道路ごとに、「混雑税徴収地帯」（Congestion Charging Zone）という標識があるのを発見した。「月～金の 10am～6pm」とある。つまり、この曜日、時間帯に車がロンドン市内に入ると、カメラが瞬時にナンバープレートを掌握して、車の持ち主を特定、「混雑税」を徴収するシステムである。その日のうちに払えば 8£だが、翌日払いなら 10£に、3日以降払いになると 40£に跳ね上がるという。8£でも 1000円（為替レート）程度と安くない。それにしても、あの手この手で増収策を考えるものだと感心したが、そのわりにはロンドンの繁華街は車であふれていた。

最後に

フランス、イギリスの失業率は日本のほぼ 2 倍であるが、貧困率は日本の半分である。この違いはどこからくるのかを考えながら帰国の途についた。今回の調査を通じて、労働組合幹部は、「富は労働者が生む」という言葉をごく自然に、何度も口にした。そして、その信念が「労働力の安売りはしない」というプライドを労働者・国民のなかに醸成しているように感じた。いったん国会で採決された「若者解雇自由法」（CPE）を撤廃させた（2006 年）フランスのたたかいは記憶に新しい。400 万人のデモの一翼を担った高校生、大学生のスローガンは「失業はいやだ、しかし労働力の安売り・搾取はノー」というものであった。

「富は労働者が生む」、「労働力の安売りはしない」、この二つの確固とした信念こそ、欧州労働組合の底力の源泉であり、人間らしく働くルールと失業保障、社会保障の確立を求める原動力であると、実感させられた。

財政再建のための急激な歳出削減や増税の攻撃に対しても、欧州労働組合は「金融危機は労働者の責任ではない」という断固たる立場を堅持している。だから、たたかいに迷いがない。激しい抵抗で逆流をそのつど跳ね返してきた自信、ゆとりのようなものを感じたのは筆者一人ではあるまい。いま欧州諸国は再び労働者の力が試される時期を迎えている。

（みなり かずお・労働総研会員・社会保障問題研究者）